

従来のライフジャケットの着用義務範囲

- ▶ 平成15年6月からライフジャケットの着用を義務化
- ▶ 平成20年4月から「1人乗り小型漁船で漁ろうに従事する者」全員に着用義務範囲を拡大※

※平成20年3月までは、連絡手段を持っていれば着用義務がなかった

着用義務

努力義務



水上オートバイの乗船者



12歳未満の小児



1人乗り小型漁船で
漁ろうに従事する者



小型船舶の暴露甲板の
乗船者